

# DoCoリモ・ネットV2利用規約

2020年4月現在

株式会社NTTドコモ

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）がその著作権等を有する自販機オンラインASPサービス「DoCoリモ・ネットV2」（以下「本サービス」といいます）について、当社との間でこの規約（以下「本規約」といいます）に基づく本サービスの利用契約を締結した企業（以下「契約者」といいます）に対し、当社が本サービスを提供する際に適用される事項について定めることを目的とします。

### 第2条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとし、

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、利用契約（第8条第2項において定義します）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
無線パケット通信端末	当社ネットワークサービスに対応したパケット通信端末および当社が認定したパケット通信端末
管理者	本サービスを利用するにあたり契約者が指定するもので、本サービスの利用について管理・監督を行う者
利用者	契約者の従業員（派遣社員、業務委託社員及び協力社員も含む）のうち、契約者が指定し、登録した者
ASPセンタ	本サービス提供の目的に供するルータ及びサーバ等が集積される当社の管理する事業所

## 第2章 本サービス通則

### 第4条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、別紙1に定める「サービス仕様書」のとおりとします。

### 第5条（本サービスの提供区域）

当社が本サービスを提供する範囲は、以下の条件をいずれも満たした地域のみとします。

- (1) 日本国内もしくは当社が認定した地域
- (2) 本サービスに対応したネットワークサービスを提供している地域

### 第6条（本サービス利用の条件）

当社は日本国内で商業登記された法人からの本サービスの利用の申込みのみ、受け付けるものとします。

2. 本サービスの利用にあたっては契約者自らの費用負担で別紙1「サービス仕様書」第7項に定める技術的事項を満たした自動販売機、無線パケット通信端末、PC、携帯電話等の通信端末及びその他の機器をご用意いただく必要があります。
3. 契約者は自動販売機の設置にあたっては自らの費用と責任でネットワーク回線の調達及び電波受信状況の確認、無線パケット通信端末の電源確保など利用に必要な作業を実施し、設置場所を決定いただく必要があります。
4. 契約者は、本サービスの利用に関わる権利及び義務を第三者に貸与および譲渡することはできないものとします。ただし、当社が必要と認めた場合はこれを除きます。

## 第3章 申込及び承諾等

### 第7条（利用の申込）

本サービスの利用を希望する方は、本規約の内容について予め承諾のうえ、必要事項を記載した当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます）を当社に提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

### 第8条（申込の承諾等）

当社は、前条に定める申込があったときは、必要な手続を経たうえで、当該申込の承諾の可否を決定するものとします。

2. 前項に基づいて申込を承諾したときは、当社はASPセンタに契約者の情報を登録した後、その旨を直ちに契約者に通知するものとします。当該登録完了の通知日をもって、当社と契約者の間で本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます）が成立したものとします。

#### 第9条（申込の拒絶）

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービス利用の申込を拒絶することがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上または運用上著しく困難であると当社が判断したとき
  - (2) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断したとき
  - (3) 第7条（利用の申込）に定める契約申込書に虚偽の記載があったとき
  - (4) 第14条（禁止事項）のいずれかに類する行為を行うおそれがあると当社が判断したとき
  - (5) 第17条（支払）に定める義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき
  - (6) 第21条（契約者の責任）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - (7) 過去に不正利用等により本サービスの利用契約の解除または利用の停止が判明したとき
  - (8) その他当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき
2. 前項の規定により、利用の申込を拒絶する場合は、当社は当該申込者に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

#### 第10条（特約）

当社は、本規約とは別に、書面にて本サービスに係る特約を定めて契約者と締結することがあります。当該特約と本規約との間で異なる定めがあるときには、当該特約が優先して適用されるものとします。

## 第4章 契約事項の変更等

#### 第11条（契約者の登録情報の変更）

契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所、請求書送付先その他契約者が契約申込書にて当社に届け出た事項に変更があったときは、書面又は当社所定の方法により、速やかに当社に届け出るものとします。当該変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所等の送付先への郵送等をもって、その通知をしたものとします。

2. 前項の届出があったときは、当該届出のあった事実を証明する書類を併せて提示していただくことがあります。

## 第5章 サービス提供の中止及び提供停止等

### 第12条（利用の中断）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき
- (2) 毎日午前1時から午前2時までの間で、本サービスの提供に必要なとなる設備の定期保守を実施するとき
- (3) 本サービスの提供を停止したうえでの保守を緊急に行う必要が生じたとき
- (4) その他、運用上あるいは技術上、本サービスの提供を停止しなければならないやむを得ない事由があるとき

2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、本サービスの全部若しくは一部の提供中断、又は前項に定める利用の制限等を計画しているときは、その旨を当社が適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、第1項又は前項に基づき本サービスの提供が中断されたこと又は本サービスの利用が制限等されたことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

### 第13条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社所定の手続きに従い本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 第9条（申込の拒絶）第1項第2号に該当するとき
- (2) 第14条（禁止事項）各号のいずれかに違反したとき
- (3) 第17条（支払）に定める支払期日を経過してもなおサービスの料金を支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）
- (4) 当社に対して虚偽の届出又は通知をしたとき
- (5) 利用者及びその他の第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき
- (6) その他本規約に違反したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、事前にその理由、利用停止日及びその期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、契約者に対し、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、当社が本条に基づき利用停止すること又は第15条に基づき本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。
4. 当社は、第1項に基づき本サービスの利用を停止されたことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

#### 第14条（禁止事項）

契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならず、また利用者にさせてはならないものとします。

- (1) 第三者又は当社の著作権その他権利、財産、プライバシー、肖像権等を侵害する又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える又はそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する又はそのおそれのある行為
- (4) 本サービスの運営を妨げる、又は当社の信用を毀損する行為
- (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用又は提供する行為
- (6) 詐欺その他の犯罪行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 当社又は第三者の機器、設備等または本サービスの提供用設備の利用または運営に支障を及ぼす行為
- (9) その他法令に違反する又はそのおそれのある行為
- (10) その他当社が不適切と判断する行為

## 第6章 契約の解除

#### 第15条（契約の解除）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することがあります。

- (1) 第13条（利用の停止）に基づき、本サービスの利用が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は契約者が当該利用停止日から2ヵ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき
- (2) 前条に定める禁止行為を行ったとき
- (3) 契約者自ら支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始若しくは特別精算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または自らを債務者とする仮差押え・保全差押さえ若しくは差押さへの命令・通知が發送されたときなど、債務履

行が困難であると当社が判断したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解除するときは、事前にその理由及び解除日を契約者に通知します。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスを解除したことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
4. 契約者は、第1項に基づき本サービスの利用契約が解除された場合は、既に発生した当社に対する債務及び利用契約の解除日時点における月額利用料の全額を直ちに支払うものとします。

#### 第16条（契約者の解約）

契約者は、本サービスの利用契約の全部又は一部を解約するときは、解約希望日の1ヶ月前までに当社所定の書面を提出するものとします。

2. 当社は前項に定める申込があったときは、ASPセンターの契約者の該当登録情報を削除した後、その旨を契約者に通知するものとします。当該登録情報の削除日をもって、解約が成立したものとします。
3. 契約者は、本条第1項及び第2項に基づき本サービスの利用契約及び一部の利用を解約した場合は、既に発生した当社に対する債務及び利用契約の解約日時点における該当月額利用料の全額を当社が定める方法に従い、当社に支払うものとします。

## 第7章 料金等

#### 第17条（支払）

契約者は、別紙1に定める「サービス仕様書」に記載された本サービスの初期費用及び月額利用料を支払うものとします。

2. 当社は、当社と契約者の間で利用契約が成立した日が含まれる月の翌月の10日までに初期費用に関する請求書を契約者に交付するものとします。契約者は当該請求書を受領し、適正な請求書であると認めた場合、当該請求書の受領月の翌月の末日までに当社指定の方法にて初期費用を支払うものとします。
3. 当社は契約者の本サービスの月額利用料を別紙1「サービス仕様書」に定める月額利用料金表に基づき、毎月1日時点の契約者の利用データを基に計算し、当月分の本サービスの月額利用料を確定し、当月20日までに請求書を契約者に交付するものとします。
4. 本サービスの月額利用料は、毎月1日から月末日までの1ヶ月の利用料とし、月の途中から利用開始した場合、当該月の月額利用料については日割りによる清算は行わず、契約者に請求しないものとします。
5. 本サービスの利用を終了する場合、当該利用終了月においては、月の途中で利用を終了した場合、当該月の日割りによる清算は行わず、1ヶ月の月額利用料を請求するものと



します。

6. 契約者は本条3項又は5項の当該請求書を受領し、適正な請求書であると認めた場合、当該請求書の受領月の翌々の末日までに当社指定の方法にて月額利用料を支払うものとします。
7. 契約者は初期費用及び月額利用料の支払いを当社指定の請求書にて支払うものとします。なお、振込手数料が発生する場合は契約者が負担するものとします。
8. 契約者は、第12条（利用の中断）及び第13条（利用の停止）に基づいて本サービスの利用が中断又は停止された場合でも、当該中断又は停止期間における利用料金の支払い義務を免れないものとします。

#### 第18条（遅延損害金）

契約者は、前条第2項及び第6項に定める支払期日を経過しても初期費用又は月額利用料の支払いがない場合は、当該支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年14.5%の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、支払期日の翌日から15日以内の支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第8章 雑則

#### 第19条（損害賠償の範囲）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、第12条（利用の中断）及び第13条（利用の停止）を除いて、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できないことを当社が認知した時刻から起算して連続24時間以上その状態が継続した場合に限り、契約者に生じた損害を賠償するものとします。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料相当金額を契約者に発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
3. 本条に規定される責任は、契約者に対する当社の負担する賠償責任の全てであり、第1項に定める場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失により本サービスを提供しなかったときは、この限りではありません。

#### 第20条（当社の情報管理責任）

当社は、本サービスを通じて登録・送受信される情報（以下「本情報」といいます）について、本サービスの提供・遅滞・変更若しくは中止等により本情報が消滅等しても、

当社は責任も負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

2. 当社は、契約者のサービス利用状況の確認のため、運用業務の一部として契約者が本サービスを利用して蓄積したデータの閲覧・参照を行うことがあります。

#### 第 21 条（契約者の責任）

契約者は、本サービスの利用についての責任を負うものとします。

2. 契約者が、本サービスの利用に関連して、当社又は利用者に損害を及ぼした場合、契約者は当社又は利用者に対し、かかる損害の賠償をするものとします。

#### 第 22 条（契約者の情報管理責任）

契約者は、当社が付与するユーザ ID とパスワードを自らの責任において厳重に管理し、又は管理者をして管理させるものとし、第三者に使用、貸与又は譲渡させないものとします。

2. 契約者は、ユーザ ID とパスワードが盗難や紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用された又はその恐れがあると判断したときは、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

#### 第 23 条（情報の削除）

当社は、第 20 条（当社の情報管理責任）に定める本情報が次の各号に該当すると判断したときは、契約者に通知することにより、本情報を削除することができます。

- (1) 第 14 条（禁止事項）各号のいずれかに違反したとき
- (2) 本サービスの管理・保守上必要であると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に基づいて本情報を削除したこと、又は本情報を削除しなかったことにより、契約者又は利用者が発生した損害については、責任を負いません。
3. 当社は、本サービスの利用契約が終了又は第 15 条に基づき解除したときは、契約者が本サービス利用のために登録した情報・データ等を速やかに削除します。

#### 第 24 条（契約者への通知）

当社から契約者に対する通知については、本条の定めにより行われるものとします。

2. 当社は、次の各号に該当する事由があるときは、その旨を電子メールまたは当社が適当と認める方法により契約者に通知します。
  - (1) 本規約の内容変更
  - (2) 新たなサービス及び機能の提供
  - (3) 初期費用又は月額利用料の変更
  - (4) その他本サービスの提供条件の変更



3. 当社から契約者への通知は、特に他に指定する場合を除いて、当社が前項に基づき通知した日に効力を生じるものとします。

#### 第 25 条（機密保持）

当社は、本サービスの提供に関して知り得た契約者の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし、本サービスを提供するために必要な場合など正当な理由がある場合及び法令に基づく場合はこの限りではありません。

#### 第 26 条（第三者への委託）

当社は、本サービスの利用契約に定める業務の全部又は一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。

#### 第 27 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。
  - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

**第 28 条 (分離性)**

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は継続して完全な効力を有するものとします。

**第 29 条 (残存効)**

本サービスの利用契約が終了した後も、第 19 条 (損害賠償の範囲)、第 21 条 (契約者の責任)、第 25 条 (機密保持) は効力を有するものとします。

**第 30 条 (準拠法)**

本サービスの利用契約の成立・効力・解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

**第 31 条 (合意管轄)**

本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。

2. 契約者と当社との間で本サービスに関連して訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上